

令和5年度 指名停止業者（令和5年4月21日公表）

指名停止の期間	商号又は名称	主たる営業所の所在地	措置要件	指名停止の理由
令和5年4月21日から 令和5年7月20日まで	青木あすなろ建設(株)大阪本店	大阪市	別表第2-5-ウ	建設業法の規定に違反し、監督処分を受けたことによる。